

居宅介護支援事業所「美ヶ丘ケアプランセンター」運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人函館緑花会が開設する居宅介護支援事業所「美ヶ丘ケアプランセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の身体状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス等事業者、他の指定居宅介護支援、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務につとめるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 居宅介護支援事業所「美ヶ丘ケアプランセンター」

(2) 所在地 北海道北斗市向野 2 丁目 1 9 番 1 8 号
(美ヶ丘在宅介護支援センター内)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名以上

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1 名以上

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(3) 職員の資質向上のために採用時および定期的研修にあたる。

(4) 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、土曜日・日曜日・祝祭日及び12月30日から1月3日までは休みとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) その他 休日及び夜間については、24時間電話での対応とする。

(居宅介護支援の提供及び内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談業務

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のため使用する課題分析方式については、「独自様式」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議室において随時及び定期的に開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(費用等)

第 7 条 利用料については、自己負担はありません。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、北斗市及び七飯町（上軍川、軍川、大沼町、東大沼、西大沼を除く）とする。

(虐待防止に向けた体制等)

第 9 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 美ヶ丘ケアプランセンターでは、虐待対策委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待対策委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

なお、本虐待対策委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年 1 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。

また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営についての留意事項)

第10条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従事者は、業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人函館緑花会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

この規程は、2003年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2004年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2005年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2006年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2010年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2011年7月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2012年7月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2014年9月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2017年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2018年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2019年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2021年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2022年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2023年4月1日から適用する。(一部改正)

この規程は、2025年1月1日から適用する。(一部改正)